

郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱

平成24年12月12日制定

平成29年3月31日一部改正

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、地上デジタル放送の難視聴解消を図るため、総務省の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日付け総基移第380号）に定める辺地共聴施設整備事業（民間法人等を経由した補助事業により整備するものを含む。）により共聴施設の整備を行う共聴組合に対して、予算の範囲内で市が当該整備に要する経費の一部を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設改修整備事業 地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修するもの又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（次号において「無線共聴施設」という。）に置換するもの若しくは有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするものをいう。
- (2) 辺地共聴施設新設整備事業 地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10メートルの高さにおける電界強度）が毎メートル1.0ミリボルトに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するものをいう。
- (3) 辺地共聴施設整備事業 辺地共聴施設改修整備事業及び辺地共聴施設新設整備事業をいう。
- (4) 共聴組合 共聴施設でテレビジョン放送の再放送業務を行う団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費の総額とする。ただし、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同表に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切

り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、辺地共聴施設整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の概要書
- (2) 補助事業に要する経費の見積書
- (3) 共聴組合の規約及び構成員の名簿
- (4) 工事概要書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合には、速やかに補助金の交付の申請をしたものに対して、辺地共聴施設整備事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた共聴組合（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定を受けた日から20日以内に、辺地共聴施設整備事業費補助金交付申請取下げ届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した辺地共聴施設整備事業費補助事業の変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセントを超える額の増減に限る。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと認められる場合
ウ 補助事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した辺地共聴施設整備事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに辺地共聴施設整備事業費補助事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに辺地共聴施設整備事業費補助事業状況報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請を市経由で行った共聴組合にあつては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末）のいずれか早い日までに、辺地共聴施設整備事業費補助事業（年度終了）実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに実績報告書の提出が困難となったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要した経費に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し

(2) 共聴施設等の完成写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請を市経由で行った共聴組合にあつては、交付決定に係る会計年度の3月1日）までに前項の実績報告書に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、辺地共聴施設整備事業費補助金の額の確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（支払）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、辺地共聴施設整備事業費補助金精算（概算）払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、第9条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消し等をした場合において、既に当該取消し等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額の確定に伴う報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助事業の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（財産処分の制限等）

第18条 補助事業者は、この事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 500,000 円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ辺地共聴施設整備事業費補助金に係る財産処分承認申請・届出書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第19条 前条第1項の規定による財産処分に関する市長の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分(取得価格が単価500,000円以上のものに限る。)であって補助事業者が辺地共聴施設整備事業費補助金に係る財産処分承認・届出書を市長に提出した場合は市長の承認があったものとみなす。ただし、当該届出書において記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(書類の提出)

第20条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、市長に提出するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

経費区分	内 容
(1) 施設・設備費	<p>ア 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 辺地共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 <p>エ ケーブルテレビ移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための経費</p> <p>オ 附帯工事費</p>
(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別表第2（第5条関係）

区 分	額
辺地共聴施設改修整備事業	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、新たに設置する伝送路のうち300メートルを超える部分については定額（別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。）とする。
辺地共聴施設新設整備事業	補助対象経費の3分の2に相当する額。ただし、新たに設置する伝送路のうち300メートルを超える部分については定額（別表第1に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に35,000円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。）とする。

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付申請書

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金の交付を受けたいので、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注） 金 ， 千円

（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

別紙1

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 共聴組合の規約及び構成員名簿

(3) 工事概要書

別紙2

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合 計	

備考

工事概要書

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊦

1 設置場所

2 建設用地

- (1) 敷地面積 ㎡
- (2) 海拔高 m
- (3) 敷地の所有関係
 - 購入
 - 借地 県、市有地、その他（具体的に）
 - 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
- (5) 開発規制の状況 地目
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 造 階建
- (2) 建築面積 ㎡
- (3) 延べ床面積 ㎡
- (4) 鉄塔の構造等 型 高さ（地上高） m
- (5) ケーブルの長さ m
- (6) 中継増幅装置の数 台

4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日
- (3) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年 月 日

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経 費 区 分	(事 業 費)
補 助 金	交付（予定）額	施設・設備費	
共聴組合の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
借 入 金			
自 己 資 金			
その他（ ） (注)			
小 計			
合 計		合 計	

(注) 財源の内容を記載すること。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

住 所
共聴組合名
代表者氏名 様

郡山市長



年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金については、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙 1 のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・整備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙 2 のとおりとする。

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金交付決定額 事業費 × 補助率		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合計	

備考

別紙 2

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。
- (5) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定にかかる会計年度の3月31日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請を市経由で行ったものにあつては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末）のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請を市経由で行ったものにあつては、交付の決定に係る会計年度の3月1日）までに前号に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。
- (7) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。
- (8) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(9)及び(10)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価500,000円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- (9) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (10) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 補助事業者は、(8)により付した条件に基づき市長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める第12号様式による承認申請書を市長に提出し、市長の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
のうち、下記の事項について不服があるので、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱
第8条の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（ 年 月 日付け
第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理 由

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊟

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助事業の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、郡山市辺地共聴施設整備
事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

	変更事項	変更前	変更後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業補助事業を中止（廃止）したいので、郡山市辺地共聴施設整備事業費補
助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 から 年 月 日まで
(2) 完了予定日 年 月 日

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、郡山市辺地共聴施設整備
事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B / A)%	差 額 (A - B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合 計					

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助事業（年度終了）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しまし
たので、 年度における実績について、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱
第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
補 助 金			

2 事業の実施状況 (注1)

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年 月 日

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

4 事業収支総括表

(千円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
共聴組合の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 () (注2)			
小 計			
合 計			

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記入すること。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の領収書又は支払いが確認できる書類の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

第 号
年 月 日

住 所
共聴組合名
代表者氏名 様

郡山市長



年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金の額を、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交 付 確 定 額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度郡山市
辺地共聴施設整備事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、郡山市辺地共聴
施設整備事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）しま
す。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円

2 内訳
(精算払の場合)

経 費 区 分	交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度消費税額の確定に伴う報告書

郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第13条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

郡山市長

住 所
共聴組合名
代表者氏名

㊞

年度郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金に係る財産処分承認 申請 届出 書

年度において、郡山市辺地共聴施設整備事業により取得した施設の財産処分を行いたいため、郡山市辺地共聴施設整備事業費補助金交付要綱第18条第1項・第19条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり（申請・届出）します。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ 借入金
 - ウ 自己資金
 - エ その他（具体的に）

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注）

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注)

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費 (維持管理費を含む。) 見込額を記入すること。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再送信サービスの運用開始日 (注)

(注) 取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。